能代市立図書館雑誌スポンサー制度取扱要領

第1条 趣旨

この要領は、能代市広告掲載要綱(以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき、事業者が能代市立図書館(以下「図書館」という。)の配架雑誌の購入費用を負担して広告を行う制度(以下「雑誌スポンサー制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 広告掲載の基準

雑誌に掲載できる広告は、市の公共機関としての品位及びイメージを損なわないものとするとともに、市民の福祉、市民生活の利便性を考慮し、要綱第4条に定める基準によるものとする。

第3条 制度の内容

図書館は、雑誌スポンサー制度に申込み、雑誌への広告掲載が決定した事業者(以下「スポンサー」という。)が購入費用を負担し、提供した雑誌を受入れ、雑誌コーナーに配架するとともに、提供雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を、裏面にはスポンサーの広告を表示し、図書館の利用者の閲覧に供するものとする。

第4条 スポンサーの条件

スポンサーは、企業、商店及び団体等を対象とする。

第5条 雑誌の選択

スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストから広告を掲載する雑誌を選択する。ただし、新規の雑誌資料を希望する場合は図書館と協議することができる。

第6条 広告の規格、表示方法

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面についてはスポンサー名等の表示とし、表示の大きさ及び貼付位置は、次の各号に定めるところによる。
 - ① 表示の大きさ 縦4cm、横13cm以内 地色は白色、文字は黒
 - ② 貼付位置 最新号カバー表面の中央下部
- (2) 裏面の広告は、片面で、最新号カバーに収まるサイズとし、要綱第4条に定める基準を遵守し、スポンサーが作成する。
- (3) 雑誌の配架位置は図書館長が決定する。

第7条 掲載期間

広告の掲載期間は、原則として市長が掲載を決定した月の翌月から1年間とする。ただし、掲載期間満了の3ヶ月前までに、市長またはスポンサーのいずれからも解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

第8条 代金の支払方法

- (1) スポンサーが提供する雑誌の代金の支払いは、図書館指定の納入業者にスポンサー が直接支払うものとする。
- (2) 支払いは一括先払いとし、返金はしない。なお、価格変動による追加徴収が生じた場合は、納入業者とスポンサーで協議し決定する。
- (3) 振込手数料等購入代金の支払いに必要な経費は、スポンサーの負担とする。
- (4) スポンサーが提供する雑誌が休・廃刊した場合は、市長及び納入業者と協議のうえ、 別の雑誌に広告を振り替えることができる。

第9条 スポンサーの募集及び申込方法

- (1) スポンサーの募集は、図書館ホームページ等により公募するものとする。
- (2) スポンサーを希望するものは、能代市立図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号) に必要事項を記入の上、次に掲げる資料を添付し、図書館へ持参または郵送により提 出しなければならない。
 - 広告図案
 - ② 会社概要等(業種等がわかるもの)
 - ③ スポンサーのホームページのURL
- (3) スポンサーの申込みは、随時とする。

第10条 広告内容の審査及びスポンサーの決定

- (1) 市長は、広告掲載の申込みがあったとき、広告内容をすみやかに審査し、掲載の可否を決定し、能代市立図書館雑誌スポンサー決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。
- (2) 市長は、広告の掲載を決定した後において、広告内容、デザイン等が要綱に定める 基準に抵触し、又はそのおそれのあると認められるときは、スポンサーに対して広告 の内容等の変更を求めることができる。

第11条 広告内容の変更

広告の掲載を認められたスポンサーは、四半期毎に広告の内容を変更出来るものとする。その場合においては、能代市立図書館雑誌スポンサー広告内容変更協議書(様式第3号)を図書館に提出しなければならない。

第12条 雑誌の所有権

スポンサーが購入費用を負担し、提供する雑誌の所有権は、市に帰属するものとする。

第13条 スポンサーの責務

スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

第14条 その他

その他広告の掲載に関し、疑義が生じたときは、市長とスポンサーがその都度協議し、 決定するものとする。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。